

宇部市公共下水道西部処理区運営事業 募集要項（令和6年12月20日（改訂版）） 新旧対照表

頁	章	目	節	細節	項目名	募集要項 10月25日（初版）	募集要項令和6年12月20日（改訂版）																																												
					宇部市公共下水道西部処理区運営事業 募集要項 令和6年10月25日 宇部市土木建設部	宇部市公共下水道西部処理区運営事業 募集要項 令和6年10月25日（初版） 令和6年12月20日（改訂版） 宇部市土木建設部																																													
12	第2		10	イ	使用料等の改定	<p>市は、宇部市下水道条例で定める使用料等の改定（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。</p> <p>事業者は、随時、料金改定に関して市に提案できるものとし、事業者から提案があった場合には、市と事業者は協議を行う。</p> <p>なお、あわせて利用料金割合（第2_（10）エ_に示す利用料金設定割合をいう。）の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。</p>	<p>市は、宇部市下水道条例で定める使用料等の改定（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。</p> <p>事業者は、随時、料金改定に関して市に提案できるものとし、事業者から提案があった場合には、市と事業者は協議を行う。</p> <p>なお、あわせて利用料金設定割合（第2_（10）エ_に示す利用料金設定割合をいう。）の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。</p>																																												
13	第2		10	オ	利用料金の構成内容	<p>表3 利用料金の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費をいう。</td> </tr> <tr> <td>薬品費</td> <td>薬品に係る費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>動力費</td> <td>動力電力、動力燃料に係る費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>修繕に費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>保守点検費</td> <td>保守点検等に係る費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理費</td> <td>廃棄物処理に係る費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>償却費</td> <td>改築に係る事業者が負担する減価償却費をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他営業費用</td> <td>通信運搬費等、上記に区分されない営業費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>公租公課</td> <td>事業者に係る税金等をいう。</td> </tr> <tr> <td>事業報酬</td> <td>支払利息、配当等をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	構成項目	内容	人件費	給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費をいう。	薬品費	薬品に係る費用をいう。	動力費	動力電力、動力燃料に係る費用をいう。	修繕費	修繕に費用をいう。	保守点検費	保守点検等に係る費用をいう。	廃棄物処理費	廃棄物処理に係る費用をいう。	償却費	改築に係る事業者が負担する減価償却費をいう。	その他営業費用	通信運搬費等、上記に区分されない営業費用をいう。	公租公課	事業者に係る税金等をいう。	事業報酬	支払利息、配当等をいう。	<p>表3 利用料金の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費をいう。</td> </tr> <tr> <td>薬品費</td> <td>薬品に係る費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>動力費</td> <td>動力電力、動力燃料に係る費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>修繕に係る費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>保守点検費</td> <td>保守点検等に係る費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理費</td> <td>廃棄物処理に係る費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>償却費</td> <td>改築に係る事業者が負担する減価償却費をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他営業費用</td> <td>通信運搬費等、上記に区分されない営業費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>公租公課</td> <td>事業者に係る税金等をいう。</td> </tr> <tr> <td>事業報酬</td> <td>支払利息、配当等をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	構成項目	内容	人件費	給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費をいう。	薬品費	薬品に係る費用をいう。	動力費	動力電力、動力燃料に係る費用をいう。	修繕費	修繕に係る費用をいう。	保守点検費	保守点検等に係る費用をいう。	廃棄物処理費	廃棄物処理に係る費用をいう。	償却費	改築に係る事業者が負担する減価償却費をいう。	その他営業費用	通信運搬費等、上記に区分されない営業費用をいう。	公租公課	事業者に係る税金等をいう。	事業報酬	支払利息、配当等をいう。
構成項目	内容																																																		
人件費	給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費をいう。																																																		
薬品費	薬品に係る費用をいう。																																																		
動力費	動力電力、動力燃料に係る費用をいう。																																																		
修繕費	修繕に費用をいう。																																																		
保守点検費	保守点検等に係る費用をいう。																																																		
廃棄物処理費	廃棄物処理に係る費用をいう。																																																		
償却費	改築に係る事業者が負担する減価償却費をいう。																																																		
その他営業費用	通信運搬費等、上記に区分されない営業費用をいう。																																																		
公租公課	事業者に係る税金等をいう。																																																		
事業報酬	支払利息、配当等をいう。																																																		
構成項目	内容																																																		
人件費	給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費をいう。																																																		
薬品費	薬品に係る費用をいう。																																																		
動力費	動力電力、動力燃料に係る費用をいう。																																																		
修繕費	修繕に係る費用をいう。																																																		
保守点検費	保守点検等に係る費用をいう。																																																		
廃棄物処理費	廃棄物処理に係る費用をいう。																																																		
償却費	改築に係る事業者が負担する減価償却費をいう。																																																		
その他営業費用	通信運搬費等、上記に区分されない営業費用をいう。																																																		
公租公課	事業者に係る税金等をいう。																																																		
事業報酬	支払利息、配当等をいう。																																																		
13	第2		10	カ	利用料金設定割合の改定	<p>① 利用料金割合の定期改定</p> <p>市及び事業者は、5年に1回、利用料金設定割合の定期改定を行う。</p> <p>利用料金割合の定期改定は、本事業開始日及び利用料金割合の定期改定時からそれぞれ5年で行うものとする。</p>	<p>① 利用料金設定割合の定期改定</p> <p>市及び事業者は、5年に1回、利用料金設定割合の定期改定を行う。</p> <p>利用料金設定割合の定期改定は、本事業開始日及び利用料金設定割合の定期改定時からそれぞれ5年で行うものとする。</p>																																												
13	第2		10	カ	利用料金設定割合の改定	<p>② 事業者の提案による利用料金設定割合の改定</p> <p>事業者は、第2_（10）イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定及び第2_（10）カ①に示す利用料金割合の定期改定に関わらず、随時、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、第2_（10）イと同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。</p>	<p>② 事業者の提案による利用料金設定割合の改定</p> <p>事業者は、第2_（10）イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定及び第2_（10）カ①に示す利用料金設定割合の定期改定に関わらず、随時、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、第2_（10）イと同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。</p>																																												
14	第2		10	キ	利用料金の未納者への対応	<p>キ 利用料金の未納者への対応</p> <p>西部処理区における未納者への支払いの催促等については、第2_（10）アに示した契約に基づき市が事業者に代わって実施する。</p> <p>ただし、未収の利用料金は事業者の債権であり、債権回収は民法上の手続により事業者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。</p>	<p>キ 利用料金の未納者への対応</p> <p>西部処理区における未納者への支払いの催促等については、第2_（10）ウに示した契約に基づき市が事業者に代わって実施する。</p> <p>ただし、未収の利用料金は事業者の債権であり、債権回収は民法上の手続により事業者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。</p>																																												

					る。 詳細については実施契約書(案)に示す	る。																																												
17	第3	1			事業者選定のスケジュール 表4 民間事業者の募集・選定スケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年10月</td> <td>募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)・実施契約書(案))の公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年11月～12月</td> <td>募集要項等に関する質問受付、回答</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月</td> <td>参加資格審査書類の受付</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月～2月</td> <td>競争的対話</td> </tr> <tr> <td>令和7年5月</td> <td>提案書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>令和7年7月</td> <td>優先交渉権者の選定</td> </tr> <tr> <td>令和7年8月</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>令和7年10月</td> <td>運営権設定</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月</td> <td>実施契約の締結</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月1日</td> <td>本事業開始</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	令和6年10月	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)・実施契約書(案))の公表	令和6年11月～12月	募集要項等に関する質問受付、回答	令和6年12月	参加資格審査書類の受付	令和7年1月～2月	競争的対話	令和7年5月	提案書類の提出期限	令和7年7月	優先交渉権者の選定	令和7年8月	基本協定の締結	令和7年10月	運営権設定	令和7年12月	実施契約の締結	令和8年4月1日	本事業開始	表4 民間事業者の募集・選定スケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年10月</td> <td>募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)・実施契約書(案))の公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年11月～12月</td> <td>募集要項等に関する質問受付、回答</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月</td> <td>参加資格審査書類の受付</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月～2月</td> <td>競争的対話</td> </tr> <tr> <td>令和7年5月</td> <td>提案書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>令和7年7月</td> <td>優先交渉権者の選定</td> </tr> <tr> <td>令和7年7月</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>令和7年10月</td> <td>運営権設定</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月</td> <td>実施契約の締結</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月1日</td> <td>本事業開始</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	令和6年10月	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)・実施契約書(案))の公表	令和6年11月～12月	募集要項等に関する質問受付、回答	令和6年12月	参加資格審査書類の受付	令和7年1月～2月	競争的対話	令和7年5月	提案書類の提出期限	令和7年7月	優先交渉権者の選定	令和7年7月	基本協定の締結	令和7年10月	運営権設定	令和7年12月	実施契約の締結	令和8年4月1日	本事業開始
時期	内容																																																	
令和6年10月	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)・実施契約書(案))の公表																																																	
令和6年11月～12月	募集要項等に関する質問受付、回答																																																	
令和6年12月	参加資格審査書類の受付																																																	
令和7年1月～2月	競争的対話																																																	
令和7年5月	提案書類の提出期限																																																	
令和7年7月	優先交渉権者の選定																																																	
令和7年8月	基本協定の締結																																																	
令和7年10月	運営権設定																																																	
令和7年12月	実施契約の締結																																																	
令和8年4月1日	本事業開始																																																	
時期	内容																																																	
令和6年10月	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)・実施契約書(案))の公表																																																	
令和6年11月～12月	募集要項等に関する質問受付、回答																																																	
令和6年12月	参加資格審査書類の受付																																																	
令和7年1月～2月	競争的対話																																																	
令和7年5月	提案書類の提出期限																																																	
令和7年7月	優先交渉権者の選定																																																	
令和7年7月	基本協定の締結																																																	
令和7年10月	運営権設定																																																	
令和7年12月	実施契約の締結																																																	
令和8年4月1日	本事業開始																																																	
17	第3	2	1	ア	開示資料 ア 開示資料 ⁸ 市は、資料開示申込書兼誓約書を提出した者にのみ提供される開示資料を貸与する。 守秘義務の遵守等に関する誓約書の提出を条件とする開示資料を貸与する。 追加の開示資料の要望がある場合、参加表明をする全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を全ての参加資格があるとされた者に開示する予定である	ア 開示資料 ⁸ 市は、資料開示申込書兼誓約書を提出した者にのみ提供される開示資料を貸与する。 参加資格審査までに開示する開示資料は、別紙4に示す。 追加の開示資料の要望がある場合、参加表明をする全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を全ての参加資格があるとされた者に開示する予定である																																												
17	第3	2	3		参加資格審査 (3) 資格審査	(3) 参加資格審査																																												
20	第3	3	2	ア	参加資格審査 ア 資格審査 資格審査では、市において参加資格要件の充足を確認する。	ア 参加資格審査 参加資格審査では、市において参加資格要件の充足を確認する。																																												
32	別紙4				開示資料集 別紙4 開示資料集	別紙4 開示資料集 ※表中、資料の追加 <table border="1"> <thead> <tr> <th>DVD No.</th> <th>資料名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.15</td> <td>物品譲渡対象資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>No.15</td> <td>その他図面(居能終末処理場図面等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>No.16</td> <td>西部浄化センター デマンド実績(令和6年度4月～9月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>No.16</td> <td>西部浄化センター 月報(令和6年度4月～9月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>No.17</td> <td>西部浄化センター 改築費(土木・建築・建築設備)算出根拠</td> <td></td> </tr> <tr> <td>No.17</td> <td>西部浄化センター 水理計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>No.17</td> <td>完成図書(西部浄化センター分流3系水処理施設、分水槽)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>No.17</td> <td>調定件数及びSPC収入資産額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>No.17</td> <td>国税庁資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>No.17</td> <td>西部浄化センター 補強設計資料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	DVD No.	資料名	備考	No.15	物品譲渡対象資産		No.15	その他図面(居能終末処理場図面等)		No.16	西部浄化センター デマンド実績(令和6年度4月～9月)		No.16	西部浄化センター 月報(令和6年度4月～9月)		No.17	西部浄化センター 改築費(土木・建築・建築設備)算出根拠		No.17	西部浄化センター 水理計算		No.17	完成図書(西部浄化センター分流3系水処理施設、分水槽)		No.17	調定件数及びSPC収入資産額		No.17	国税庁資料		No.17	西部浄化センター 補強設計資料												
DVD No.	資料名	備考																																																
No.15	物品譲渡対象資産																																																	
No.15	その他図面(居能終末処理場図面等)																																																	
No.16	西部浄化センター デマンド実績(令和6年度4月～9月)																																																	
No.16	西部浄化センター 月報(令和6年度4月～9月)																																																	
No.17	西部浄化センター 改築費(土木・建築・建築設備)算出根拠																																																	
No.17	西部浄化センター 水理計算																																																	
No.17	完成図書(西部浄化センター分流3系水処理施設、分水槽)																																																	
No.17	調定件数及びSPC収入資産額																																																	
No.17	国税庁資料																																																	
No.17	西部浄化センター 補強設計資料																																																	

※本新旧対照表と募集要項及び募集要項(令和6年12月20日改訂版)に相違があった場合は、募集要項及び募集要項(令和6年12月20日改訂版)に表す内容を正しいものとする。